

# 避難情報の判断・伝達マニュアル（水害・土砂災害）

平成 30 年 3 月

御代田町

## 1 総則

- (1) このマニュアルは、「御代田町地域防災計画」に基づき、町長が行う避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）（以下「避難情報」という。）を適時・適切に発令できるようにすることを目的とする。
- (2) このマニュアルは、国の「避難勧告等に関するガイドライン」（平成 29 年 1 月）等を参考に、災害時における避難情報の発令に際して「どのような状況で発令すべきか」、「どの地域を対象として発令すべきか」といった判断基準及びその伝達方法等について、具体的に定めたものである。
- (3) このマニュアルは、現時点での知見に基づき作成したものである。今後の運用実態や新たな技術・知見を踏まえ、適切な時期に見直すものとする。

## 2 避難行動の原則

自然災害に対しては、居住者等が自らの判断で避難行動をとることが原則である。町は災害が発生する危険性が高まった事態の進行や状況に応じて、避難情報を発令する。

居住者等は、自宅等が、立ち退き避難が必要な場所なのか、屋内での安全確保が良いのかなどについて、あらかじめ確認・認識しておく必要がある。また、町からの指示だけでなく、土砂災害警戒区域等以外であっても自らの判断により適切な避難行動を取ることが必要である。

町はこの原則を踏まえて、避難情報の判断・伝達が適切に行えるような体制を予め整備しておかなければならない。

### (1) 避難の原則

①災害警戒 → ②被害予測 → ③避難勧告等 → ④避難完了 → ⑤災害発生

### (2) 避難行動についての基本的な 3 つの考え方

#### ア. 避難情報を活用した居住者等の確実な避難

- ・災害発生時刻を予測して、避難情報を発令する。
- ・避難に要する時間を考慮した上で、避難情報を発令すべき時刻を予め設定する。（高齢者、障害者など支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）など、避難に時間を要する人も考慮する）。

#### イ. 避難行動における安全の確保

- ・居住者等は、災害危険（発生）箇所を避けて避難する。
- ・町は、入手した災害情報（土砂流出、道路崩壊等の状況）を住民に伝達する。

#### ウ. 真に切迫した状況では、生命を守る最低限の避難行動の選択

- ・危険が切迫している場合、居住者等はとりあえず安全な場所へ逃げる。  
（例）より堅牢な建物へ／建物の上階へ／斜面からより遠い建物（部屋）へ

### 3 避難情報発令時の状況と災害発生予測との関係

発令区分	発令時の状況	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
避難準備 ・高齢者等避難 開始	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li> <li>その他の人は、立退き準備を整えとともに、以後の防災気象情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li> <li>特に突発性が高く予測が困難な土砂災害等の危険性がある区域では、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</li> <li>今後の天候の悪化、日没までの猶予時間等の状況から、<b>避難を必要と判断する居住者等</b>は、自主的に避難を開始する。</li> </ul>
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動をしなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」(※1)への避難や、少しでも命の助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(※2)を行う。</li> </ul>
避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> <li>前兆現象の発生や切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>人的被害の発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だに避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。</li> <li>指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」(※1)への避難や、少しでも命の助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(※2)を行う。</li> </ul>

※1 近隣の安全な場所:指定緊急避難場所ではないが、近隣の安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保:その時点で居る建物内において、より安全な場所・建物等

注 突発的な災害の場合、町長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自主的に避難する。

## 4 水害

### (1) 避難すべき地域

水位観測所がない河川（湯川、繰矢川、濁川）の避難対象地域は以下のとおり。

河川名	流域雨量指数		避難対象区域	
	警報発表基準値 (基準Ⅱ)	基準Ⅲ	地区名	対象地区等
湯川	22.0	24.2	豊昇	湯川流域付近の久能地区の一部
繰矢川	7.0	7.7	塩野、馬瀬口	繰矢川流域付近の塩野、馬瀬口地区の一部
濁川	5.8	6.4	清万、三ツ谷、馬瀬口、小田井	清万、三ツ谷、馬瀬口、小田井地区の一部

### (2) 避難情報の判断基準

流域雨量指数の予測値（洪水警報の危険度分布を含む）、実況雨量や予測雨量、現地情報などから判断して避難情報を発令する。

発令区分ごとの発令基準は以下のとおり

発令区分	発令基準
避難準備・高齢者等 避難開始	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 洪水警報が発表され、かつ、3時間先までの流域雨量指数の予測値が基準Ⅱ（赤色又は橙色）となっている場合又は洪水警報の危険度分布が赤色となっている場合</li> <li>2. 軽微な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li>3. 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。</li> </ol>
避難勧告	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 3時間先までの流域雨量指数の予測値が基準Ⅲ（紫色）となっている場合又は洪水警報の危険度分布が紫となっている場合</li> <li>2. 異常な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li>3. 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> </ol>
避難指示（緊急）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 決壊や越水・溢水が発生した場合</li> <li>2. 異常な漏水・侵食等の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</li> </ol>

### (3) 発令した避難情報の解除の考え方

当該河川の水位が十分に下がり、流域雨量指数基準の予測値が下降傾向である場合を基本とし、解除する。

### (4) 避難情報の伝達

避難情報を伝達する際は、河川の氾濫等が広い範囲に及ぶ場合は防災行政無線等を使用する。また、家屋等の特定ができる場合は、個別にお知らせする。

## ア 避難勧告等の伝達文の例

### 【避難準備・高齢者等避難開始】

緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令。

こちらは、防災御代田町です。

〇〇地区に〇〇川に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。

〇〇川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。

お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方、川沿いにお住まいの方については、避難を開始してください。

それ以外の方は、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら、早めに避難をしてください。

### 【避難勧告】

緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。

こちらは、防災御代田町です。

〇〇地区に〇〇川に関する避難勧告を発令しました。避難場所は、〇〇公民館です。

〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。

速やかに避難を開始してください。

避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

### 【避難指示(緊急)】

緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

こちらは、防災御代田町です。

〇〇地区に〇〇川に関する避難指示を発令しました。避難場所は、〇〇公民館です。

〇〇川が氾濫するおそれがあります。

まだ避難していない方は、緊急に避難してください。

避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに緊急に避難してください。

## 5 土砂災害

### (1) 避難すべき地域

当町で土砂災害の発生により**居住者等**の生命、身体及び財産に生ずる被害を発生させる現象は、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象）とがけ崩れ（急傾斜地の崩壊、傾斜のある土地が崩落する自然現象）となる。

これらの現象により、避難に関する情報で立ち退き避難が必要な区域は、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害危険箇所に指定されている区域を基本とし、その他の場所については、現地確認の状況により判断する。避難に関する情報の発令単位は、区・集落等单位とし、この地域に存在する土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害危険箇所の居住者等が立退き避難の対象となる。

避難情報の 発令単位 (区・集落 等)	指定緊急避難場所	指定避難所	災害の種類	備考
塩野区	やまゆり体育館 (JA 佐久浅間小沼支所) ※	やまゆり体育館 塩野地区世代間交流 センター	土石流 がけ崩れ	土砂災害防災 マップ①
清万区	清万地区世代間 交流センター	清万地区世代間 交流センター	土石流	土砂災害防災 マップ①
一里塚区	一里塚地区世代間 交流センター	一里塚地区世代間 交流センター	土石流 がけ崩れ	土砂災害防災 マップ①
馬瀬口区	馬瀬口創作館	馬瀬口創作館	がけ崩れ	土砂災害防災 マップ②
三ツ谷区	三ツ谷地区世代間 交流センター	三ツ谷地区世代間 交流センター	がけ崩れ	土砂災害防災 マップ②
栄町1区	栄町公民館 保健センター 龍神公園	栄町公民館 保健センター	がけ崩れ	土砂災害防災 マップ②
栄町2区	栄町公民館 龍神公園	栄町公民館	がけ崩れ	土砂災害防災 マップ②
栄町2区 (桜ヶ丘)	エコールみよた 保健センター	エコールみよた 保健センター	がけ崩れ	土砂災害防災 マップ②
栄町2区 (大林)	栄町公民館 龍神公園	栄町公民館	がけ崩れ	土砂災害防災 マップ②
荒町区	荒町公民館	荒町公民館	がけ崩れ	土砂災害防災 マップ②
児玉区	児玉地区世代間 交流センター	児玉地区世代間 交流センター	がけ崩れ	土砂災害防災 マップ③
平和台区	平和台公民館	平和台公民館	がけ崩れ	土砂災害防災 マップ③

西軽井沢区	西軽井沢公民館	西軽井沢公民館	がけ崩れ	土砂災害防災マップ②
上宿区	上宿公民館	上宿公民館	がけ崩れ	土砂災害防災マップ③
小田井区	小田井地区世代間交流センター	小田井地区世代間交流センター	がけ崩れ	土砂災害防災マップ③
向原区	向原地区世代間交流センター	向原地区世代間交流センター	がけ崩れ	土砂災害防災マップ②
草越区	(JA 佐久浅間草越資材置き場) ※	草越公民館 (JA 佐久浅間草越資材置き場) ※	がけ崩れ	土砂災害防災マップ④
広戸区	広戸地区世代間交流センター	広戸地区世代間交流センター	がけ崩れ	土砂災害防災マップ④
豊昇区 (久能、森泉郷)	豊昇園	豊昇地区世代間交流センター 豊昇園	土石流 がけ崩れ	土砂災害防災マップ④
豊昇区 (梨沢)	自宅待機	豊昇地区世代間交流センター 豊昇園	土石流 がけ崩れ	土砂災害防災マップ④
面替区	面替公民館	面替公民館	土石流 がけ崩れ	土砂災害防災マップ③

※かっこ内については、災害協定を結んでいる施設。

## (2) 避難情報の発令基準

避難情報の発令については、次表の基準により判断し、決定する。また、判断に迷う際は国・長野県の土砂災害等の担当者に助言を求め、態度決定する。

発令区分	発令基準
避難準備・高齢者等 避難開始	<ol style="list-style-type: none"> <li>大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合</li> <li>数時間後に避難経路等の事前通行規制等で避難経路の安全な通行が困難となる場合。</li> <li>大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合。</li> </ol>
避難勧告	<ol style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合</li> <li>大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</li> </ol>

避難指示（緊急）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合</li> <li>2. 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> <li>3. 土砂災害が発生した場合</li> <li>4. 山鳴り、流木の流出等の発生が確認された場合</li> <li>5. 避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を居住者等に促す必要がある場合</li> </ol>
----------	--

### (3) 土砂災害の前兆現象例

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視覚	山斜面がけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 溪流付近の斜面が崩れだす</li> <li>・ 落石が生じる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ がけに割れ目がみえる</li> <li>・ がけからは小石がパラパラと落ちる</li> <li>・ 斜面がはらみだす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地面にひび割れができる</li> <li>・ 地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする</li> </ul>
	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川の水が異常に濁る</li> <li>・ 雨が降り続けているのに川の水位が下がる</li> <li>・ 土砂の流出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表面流が生じる</li> <li>・ がけから水が噴出する</li> <li>・ 湧水が濁りだす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沢や井戸の水が濁る</li> <li>・ 斜面から水が噴き出す</li> <li>・ 池や沼の水かさが急減する</li> </ul>
	樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 濁水に流木が混じりだす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹木が傾く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹木が傾く</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 溪流内の火花</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家や擁壁に亀裂が入る</li> <li>・ 擁壁や電柱が傾く</li> </ul>
聴覚		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地鳴りがする</li> <li>・ 山鳴りがする</li> <li>・ 転石のぶつかり合う音</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹木の根が切れる音がする</li> <li>・ 樹木の揺れる音がする</li> <li>・ 地鳴りがする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹木の根が切れる音がする</li> </ul>
嗅覚		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 腐った土の臭いがする</li> </ul>		

(注) 上記のほか、地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、または発生する直前であるため、ただちに避難行動をとるべきである。

### (4) 避難が必要な状況が夜間・早朝になった場合

基本的に夜間・早朝であっても、躊躇することなく避難情報を発令する。

### (5) 発令した避難情報の解除の考え方

発令した避難情報の解除については、町への土砂災害警戒情報が解除された段階を基本とし解除する。ただし、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断することが必要となる。この際、町は国・長野県の担当者に助言を求めることを検討する。

## (6) 避難情報の伝達

### ア 避難勧告等の情報を住民に伝達する主な手段

- 防災行政無線による放送（同報系屋外拡声子局、戸別受信機）
- みよたメール配信サービスによる情報配信
- 町ホームページへの掲載
- 緊急速報エリアメールによる情報配信
- 広報車・消防団車両による放送
- 西軽井沢ケーブルテレビへの依頼（電話・FAX）
- FM軽井沢への依頼（電話・FAX）
- 区長への連絡（電話）
- 担当課による町内中学校、小学校、保育園、幼稚園、児童館への連絡（電話・FAX等）
- 消防団、警察、自主防災組織（自治会）、近隣住民等による直接的な声かけ

### イ 要配慮者、避難支援等関係者への伝達

要配慮者の迅速・確実な避難を行うため、町が作成した避難行動要支援者名簿等の活用を図るとともに**佐久警察署、社会福祉協議会、民生児童委員等の避難支援等関係者**への情報伝達を確実にいき、避難誘導の支援を実施する。

### ウ 要配慮者利用施設の施設管理者への伝達

土砂災害防止法に基づき、町地域防災計画へ施設名、所在地が記載された要配慮者利用施設の施設管理者等は、町からの洪水予報等の伝達方法を定め、避難確保計画の作成・公表等が義務付けられている。町は要配慮者利用施設の作成した避難確保計画に定められた避難勧告等の伝達方法に基づき、情報伝達を行う。

### エ 県及び関係機関への伝達

避難勧告等を発令したときは、町は長野県へその旨を報告するものとする。また、佐久広域連合消防本部、佐久警察署等の関係機関にも情報伝達するものとする。

### オ 避難勧告等の伝達文の例

#### 【避難準備・高齢者等避難開始】

緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令。

こちらは、防災御代田町です。

〇〇地区に土砂災害に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。

お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方、崖付近や沢沿いにお住まいの方については、避難を開始してください。

それ以外の方は、避難の準備を整え、危険だと思ったら、早めに避難をしてください。



**【避難勧告】**

緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。

こちらは、防災御代田町です。

〇〇地区に土砂災害に関する避難勧告を発令しました。避難場所は、〇〇公民館です。

速やかに避難を開始してください。

避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

**【避難指示(緊急)】**

緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

こちらは、防災御代田町です。

〇〇地区に土砂災害に関する避難指示を発令しました。避難場所は、〇〇公民館です。

△△地区で土砂災害の発生（または、山鳴り、流木の流出）が確認されています。

まだ避難していない方は、緊急に避難してください。

避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに緊急に避難してください。

## 参考資料 1 避難情報別の表現例

項目	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示
避難の時期・時間	「暗くならないうちに自主避難」 「雨・風が強くならないうちに自主避難」 「避難に時間のかかる方は避難」	「すぐに避難」	「急いで避難」 「大至急避難」 「直ちに避難を完了」
避難すべき理由（土砂災害）	「2時間後には土砂災害が発生する危険が予想される」 「〇〇川では水が異常に濁っており、土石流の恐れがある」 「〇〇裏のがけからの湧き水が増えており、がけ崩れの恐れがある」	「1時間後には土砂災害が発生する危険が非常に大きくなる」 「〇〇川では土石流発生の前兆現象があり危険」 「〇〇裏でがけ崩れの前兆現象があり危険」	「すぐにも土石流が予想される、非常に危険な状況」 「〇〇山では地鳴りが確認されており、すぐにも地すべりが発生する、非常に危険な状況」 「〇〇裏でポロポロと落石があり、すぐにもがけ崩れが発生する、非常に危険な状況」
住民のとるべき行動	「支援者と連絡を取り合い避難」 「必要な身の回りのものを用意して避難」	「隣近所に声をかけて避難」 「防寒の用意をして避難」 「最低限の身の回りのものを用意して避難」	「持ち物は貴重品のみに」 「十分な時間のない方は安全な場所へ避難」

## 参考資料 2 避難情報伝達先・伝達手段チェックリスト

### 1 医療・福祉関係施設等への伝達

- 担当課による町内医療関係施設への連絡（電話・FAX等）
- 担当課による町内福祉関係施設への連絡（電話・FAX等）

### 2 防災関係機関・その他機関への伝達

- 長野県危機管理防災課、佐久地域振興局（長野県防災情報システム等）
- 佐久広域連合消防本部〔御代田消防署〕（電話・FAX等）
- 佐久警察署〔御代田町交番所〕（電話・FAX）
- 御代田郵便局（電話・FAX）
- 東日本電信電話（株）長野支店（電話・FAX）
- 中部電力（株）佐久営業所（電話・FAX）
- 長野都市ガス（株）東信支店長（電話・FAX）